

年金局の内部組織に関する細則

平成30年10月1日適用

厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）、厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）及び厚生労働省の内部組織に関する訓令（平成13年厚生労働省訓第1号）に定めるもののほか、年金局の内部組織を次のとおり定め、平成30年10月1日から適用する。

1. 組織の名称、数又は定数

組 織 課等の名称	課長補佐又 は室長補佐 の定数	専 門 官		係		主査の 定 数	専門スタッフ職	
		名 称	定 数	名 称	定 数		名 称	定 数
書記付				3 管理係 経理係 共済調整係		1		
総務課	9 <内3>	人事調整専門官 広報広聴官 年金財政専門官 年金数理専門官 (財政専門官) 総務専門官	1 1 1 2 1 <内1> 9 <内8>	12 <内3>	庶務係 人事係 職員係 総務係 (調整係) 企画係 (財政統括係) 厚生年金保険財政係 厚生年金保険制度開拓係 国民年金財政係 基礎年金財政係 (財政調整税出金管理係)	7		
年金課	2	年金制度調整専門官 年金制度調査専門官 年金事業調整専門官 年金制度企画専門官	1 1 1 1	5	庶務係 企画法令第一係 企画法令第二係 企画法令第三係 企画法令第四係	6		
国際年金課	5	国際年金通算調整官	4	8	庶務係 協定第一係 協定第二係 企画係 調整係 外国年金係 国際事業係 国際年金調整係	3		
資金運用課	2	資金運用専門官 資金運用調整官 積立金運用調査官	1 1 1	3	運用管理係 業務管理係 企画調査係	2		
企業年金・個人年金課	2	企業年金資産運用調整官 企業年金資産運用専門官 基金指導調整官 運営健全化指導調整官 確定拠出年金指導調整官 確定拠出年金指導専門官 企業年金指導調整官 企業年金監査調整官 財政運営指導調整官 企業年金推進専門官	1 1 2 1 1 1 1 1 1	8	庶務係 企業年金係 国民年金基金係 指導調整係 確定拠出年金係 基金運用係 確定拠出年金運用係 企画係	2	企業年金財政分析官	1
【企業年金・個人年金普及推進室】	1	企業年金・個人年金普及推進専門官	1	1	普及推進係			
【基金数理室】	1	数理解析官 数理専門官	1 2 <内1>	2	数理解析係 数理指導係			
数理課	3	数理専門官 数理解析専門官 (数理調整官)	2 <内1> 1 1 <内1>	3	庶務係 数理第一係 数理第二係	1	国際年金財政分析官	1
【数理調整管理室】	2 <内1>	調査解析官	1	3 <内1>	(管理係) 数理調整管理第一係 数理調整管理第二係			

事業企画課	5	企画調整官 企画専門官 運営管理専門官 評価専門官 (サービス改善専門官)	1 2 2 1 2 <内2>	6	庶務係 情報公開・社会保障労務士係 企画係 記録整備係 運営管理係 国民の声対応係	4		
システム室	3	情報企画専門官 情報セキュリティ専門官	3 1	4	計画係 システム企画係 情報企画係 セキュリティ対策係	11		
調査室	1	調査専門官 調査分析専門官	1 1	1	統計調査係	2		
監査室	3 <内2>			3	監査係 システム監査係 調査係	1 <内1>		
会計室	6 <内2>	予算専門官 契約調査官 (管財専門官) (会計事務専門官)	1 1 1 <内1> 1 <内1>	6	予算係 決算係 出納係 調達審査係 管財係 契約係	2		
事業管理課	9	年金事業運営専門官 厚生年金保険適用徴収専門官 国民年金適用収納専門官 年金業務推進専門官 行政対象暴力等専門官 年金記録審査官 年金記録審査専門官	1 2 3 <内1> 1 1 6 10	10	庶務係 企画係 法令係 厚生年金保険管理係 国民年金管理係 交付金係 歳入金管理係 管理係 企画調整係 審査係	6		
(給付事業室)	4	年金訟務官 統括年金審査専門官 年金給付専門官 年金審査専門官 医療専門官 障害給付専門官	1 1 2 6 1 4 <内1>	3	年金給付係 年金審査係 障害給付係	4		
計	58 <内8>		103 <内18>	81 <内4>		52 <内1>		2

(注) 併任の官職(関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする職)を下記の記号で示す。

室長 []
 捕佐 <内>
 専門官・係長 ()=名称、<内>=定数
 主査 <内>
 計 <内>

2. 事務分担表

[年金局 書記付]

課長補佐等	係等の名称	所掌事務
書記	管理係	1. 局長等の秘書に関すること。 2. 局の国会用務の総括に関すること。
	主査(管理)	
	経理係	1. 局の物品の管理に関すること。 2. 局の職員の出張並びに俸給及び諸手当の支給に関すること。
	共済調整係	1. 局の職員(旧社会保険庁の職員であった者を含む。)の共済組合等に関すること。

〔年金局 総務課〕

課長補佐等	係等の名称	所掌事務
課長補佐 (総括)	庶務係	1. 課の庶務に関すること。 2. 局の予算の総括に関すること。
課長補佐 (人事)	人事係	1. 職員の採用、人事異動、発令等に関する事。 2. 局の組織、定員に関する事。
	主査(人事)	1. 職員の採用、人事異動、発令等に関する事。 2. 局の組織、定員に関する事。 3. 年金特別会計職員の級別定数に関する事。
課長補佐 (職員)	職員係	1. 職員の分限、懲戒及び服務に関する事。 2. 職員の国家公務員倫理法に関する事。 3. 職員(旧社会保険庁の職員であった者を含む。)に係る審査請求、行政措置要求、訴訟に関する事。(訟務係の所掌に属するものを除く。)
課長補佐 (訟務)	訟務係	1. 社会保険庁の廃止に伴う分限免職処分に対する審査請求、訴訟等に関する事。
課長補佐 (法令)	調整係(併)	1. 厚生労働省所管の年金制度の調整を図ること。
	企画係	1. 厚生労働省所管の年金制度に関し、総合的企画及び長期計画の策定に関する事。 2. 厚生労働省所管の年金制度に関する調査研究を行う事。
	主査	1. スライド制の調査研究に関する事。
	主査	1. 公的年金制度間の調整のための調査、企画及び立案に関する事。
	主査	1. 公的年金各制度の財政計画、財政状況の調査並びに公的年金各制度の安定性及び公平性に関する検証の実施に関する事務の処理に関する事。
課長補佐 (財政総括)	財政総括係(併)	1. 年金特別会計の基礎年金勘定、国民年金勘定及び厚生年金勘定の予算編成に係る事務の取りまとめに関する事。 2. 年金特別会計の基礎年金勘定、国民年金勘定及び厚生年金勘定に係る積立金及び支払余裕金に関する調査及び研究に関する事。
課長補佐 (厚年財政) (厚年制度調整) (併)	厚生年金保険 財政係	1. 年金特別会計の厚生年金勘定(厚生年金保険制度間調整係に属するものを除く。)の予算編成に関する事。 2. 年金特別会計の厚生年金勘定に係る積立金及び支払余裕金の管理に関する事。 3. 厚生年金基金及び企業年金連合会に対する年金特別会計(業務勘定を除く。)の負担金に関する事。 4. 厚生年金保険の財政対策に関する事。
	主査 (厚年財政)	1. 年金特別会計の厚生年金勘定の予算編成に係る連絡調整に関する事。
課長補佐 (国年財政) (併)	厚生年金保険制度 間調整係	1. 年金特別会計の厚生年金勘定のうち厚生年金拠出金及び厚生年金交付金の予算編成に関する事。 2. 実施機関たる共済組合等に係る厚生年金拠出金の額の概算額及び確定額に関する事。 3. 実施機関たる共済組合等に係る厚生年金拠出金及び厚生年金交付金等に関する関係省庁及び共済組合等との連絡調整に関する事。
	主査 (国年財政)	1. 年金特別会計の国民年金勘定の予算編成に係る連絡調整に関する事。
課長補佐 (基礎年金) (併)	基礎年金財政係	1. 年金特別会計の基礎年金勘定の予算編成に関する事。 2. 基礎年金に係る拠出金等及び交付金等の概算額及び確定額に関する事。 3. 年金特別会計の基礎年金勘定に係る積立金及び支払余裕金の管理に関する事。
	主査 (基礎年金財政)	1. 年金特別会計の基礎年金勘定の予算編成に係る連絡調整に関する事。
	財政調整拠出金管理係(併)	1. 年金特別会計の厚生年金勘定のうち拠出金収入及び職域等費用納付金の予算編成に関する事。 2. 年金保険者たる共済組合等に係る拠出金の額の概算額及び確定額に関する事。 3. 存続組合等に係る職域等費用の概算額及び確定額に関する事。 4. 年金保険者たる共済組合等に係る拠出金及び存続組合等に係る職域等費用並びに基礎年金に係る拠出金等及び交付金等に関する関係省庁及び共済組合等との連絡調整に関する事。

人事調整専門官		1. 職員の人事に関する調査、企画及び立案並びに調整に関すること。
広報広聴官		1. 政府管掌年金事業の広報に関する企画及び立案並びに調整に関すること 2. 政府管掌年金事業に関する国民の意見等の調査及び研究に関すること。 3. 政府管掌年金事業の広報に関する日本年金機構との連絡調整に関すること。
年金財政専門官		1. 年金財政方式の調査研究に関すること。
年金数理専門官 (2)		1. 公的年金各制度の財政計画、財政状況の調査における専門的事務の処理に関すること。 2. 公的年金各制度の安定性及び公平性に関する検証における専門的事務の処理に関すること。
財政専門官（併）		1. 年金特別会計の基礎年金勘定、国民年金勘定及び厚生年金勘定に係る予算編成の事務のとりまとめに関する専門的事務の処理に関すること。 2. 年金特別会計の基礎年金勘定、国民年金勘定及び厚生年金勘定に係る積立金及び支払余裕金に関する調査及び研究に関する専門的事務の処理に関すること。
訟務専門官（9） (併8)		1. 社会保険庁の廃止に伴う分限免職処分に対する審査請求、訴訟等に関する専門的な事務の処理に関すること。

[年金局 年金課]

課長補佐等	係等の名称	所掌事務
課長補佐 (総括)	庶務係	1. 課の庶務に関すること。
	企画法令第一係	1. 国民年金に関する企画及び立案に関すること。
	企画法令第三係	1. 国民年金の費用に関する部分の改定等に関すること。
課長補佐 (法令)	企画法令第二係	1. 厚生年金保険に関する企画及び立案に関すること。
	企画法令第四係	1. 公的年金一元化後における給付費用に関すること。
	主査	1. 障害年金を支給すべき障害の程度の検討及び障害認定日等の検討に関すること。
	主査	1. 厚生年金保険制度に関する調査研究、連絡調整に関すること。
	主査	1. 国民年金制度（基礎年金を除く）に関する諸問題の調査研究に関すること。
	主査	1. 国民年金制度（基礎年金に限る）に関する諸問題の調査研究に関すること。
	主査	1. 各公的年金制度の給付面、負担面の制度間調整に関する諸問題の調査研究に関すること。
年金制度調整専門官		1. 公的年金一元化後における各制度の運営に関する関係省庁との連絡調整に関すること。
年金制度調査専門官		1. 税制、民事法制、各種社会保障制度等関連諸制度の調査研究、年金制度の構造的問題に関する企画・立案に関すること。
年金事業調整専門官		1. 公的年金一元化後における各制度共通の事業運営に関する関係省庁及び制度運営部門との調整に関すること。
年金制度企画専門官		1. 公的年金制度における持続可能性及びセーフティネット機能の強化等に関する企画・立案及び関係省庁との連絡調整に関すること。

[年金局 国際年金課]

課長補佐等	係等の名称	所掌事務
課長補佐 (総括)	庶務係	1. 課の庶務に關すること。
	協定第一係	1. 社会保障協定（以下「協定」という。）の締結又は改定に伴う協定原案の取りまとめに關すること（協定第二係の所掌に屬するものを除く。）。 2. 協定の締結又は改定に伴う協定相手国との連絡調整に關すること（協定第二係の所掌に屬するものを除く。）。 3. 協定の締結又は改定に伴う諸問題の調査研究に關すること（協定第二係の所掌に屬するものを除く。）。
	協定第二係	1. アジア等の新興国との協定の締結又は改定に伴う協定原案の取りまとめに關すること。 2. アジア等の新興国との協定の締結又は改定に伴う協定相手国との連絡調整に關すること。 3. アジア等の新興国との協定の締結又は改定に伴う諸問題の調査研究に關すること。
課長補佐 (法令)	企画係	1. 協定の締結又は締結済の協定の改定に伴う協定を実施するための国内関係法令（以下「国内関係法令」という。）の企画・立案に關すること。 2. 協定の締結又は締結済の協定の改定に伴う国内関係法令の解釈及び運用に關すること。
	調整係	1. 協定の締結又は改定に伴う国内関係法令に関する国内関係機関との連絡調整に關すること。 2. 協定の締結又は締結済の協定の改定に伴う国内関係機関との連絡調整に關すること。 3. 協定の締結又は改定に伴う国内関係法令に関する省内関係部局（医療、労災、雇用保険）との連絡調整に關すること。 4. 協定の締結又は締結済の協定の改定に伴う省内関係部局との連絡調整に關すること。
	外国年金係	1. 諸外国の年金に関する制度の調査研究に關すること。 2. 諸外国における年金通算の事例調査及び分析に關すること。 3. 協定締結済国の年金制度改革の動向・調査研究に關すること。 4. 協定締結済国に対する国内制度改正情報の提供に關すること。 5. 我が国の年金制度及び締結済協定の海外への紹介及び資料の提供等に關すること。 6. 外国人への社会保障適用の在り方に關する企画調査に關すること。
	主査（3）	1. 諸外国との間の協定の締結に伴う協定原案の企画・立案及び国内関係機関との連絡調整に關すること。 2. 締結国との間の協定の解釈、運用及び改定に伴う協定原案の企画・立案に關すること。
課長補佐 (国際事業)	国際事業係	1. 政府管掌年金事業の実施に關する国際協力に關すること。 2. その他、社会保障制度に係る国際協力に關すること。
課長補佐 (国際年金調整)	国際年金調整係	1. 協定の実施に關する外国の保険者との調整に關すること。 2. 協定等の実施に關する日本年金機構及び共済組合との連絡調整に關すること。
課長補佐 (国際年金通算)		1. 協定等の実施に關する諸外国の年金制度に關する調査及び研究に關すること。
国際年金通算調整官（4）		1. 協定等に基づく事業の実施に關する企画、調査、研究及び専門的事務の処理に關すること。 2. 協定等の実施に關する外国の保険者並びに関係省庁及び共済組合との連絡調整に關すること。 3. 協定等の実施に關する諸外国の年金制度の運営に關する調査及び研究に關すること。

[年金局 資金運用課]

課長補佐等	係等の名称	所掌事務
課長補佐 (総括)	運用管理係	<ul style="list-style-type: none"> 1. 資金運用に関する基本的事項の調整に関すること。 2. 年金積立金管理運用独立行政法人の理事長、経営委員会委員及び監査委員会委員の任免並びに管理運用業務担当理事の承認に関すること。 3. 年金積立金管理運用独立行政法人が行う業務に関する連絡・調整に関すること。 4. その他課の庶務に関すること。
	主査	<ul style="list-style-type: none"> 1. 年金積立金管理運用独立行政法人の管理運用業務に関する経理等に関すること、年金積立金管理運用独立行政法人と関係行政機関との連絡及び調整に関すること。 2. 年金積立金管理運用独立行政法人の監査法人の選定に関すること。 3. 資金運用に関する職員研修の企画実施に関すること。
	業務管理係	<ul style="list-style-type: none"> 1. 承継債権管理回収業務及び年金担保貸付業務の企画・立案に関すること。 2. 独立行政法人福祉医療機構に関する中期目標（承継債権管理回収業務及び年金担保貸付業務に限る）の作成及び変更に関すること。 3. 独立行政法人福祉医療機構が策定する中期計画（承継債権管理回収業務及び年金担保貸付業務に限る）の審査及び認可に関すること。 4. その他独立行政法人福祉医療機構が行う業務（承継債権管理回収業務及び年金担保貸付業務に限る）の連絡・調整に関すること。
	主査	<ul style="list-style-type: none"> 1. 承継債権管理回収業務及び年金担保貸付業務の事業計画及び資金計画に関すること。 2. 独立行政法人福祉医療機構（承継債権管理回収業務及び年金担保貸付業務に限る）の業務評価に関すること。
課長補佐 (法令)	企画調査係	<ul style="list-style-type: none"> 1. 厚生年金及び国民年金の年金積立金の運用に関する企画、立案に関すること。 2. 資金運用に関する調査研究に関すること。 3. 年金積立金管理運用独立行政法人の中期目標の作成及び変更に関すること。 4. 年金積立金管理運用独立行政法人が策定する中期計画及び業務方法書の審査及び認可に関すること。 5. 年金積立金管理運用独立行政法人の業務評価に関すること。 6. 毎年度の運用成果が年金財政に与える影響の検証に関すること。
資金運用専門官		<ul style="list-style-type: none"> 1. 年金積立金管理運用独立行政法人の具体的な運用管理方法等の調査・研究及び企画・立案に関すること。
資金運用調整官		<ul style="list-style-type: none"> 1. 被用者年金に係る積立金の運用の基本的な指針等に関すること。 2. 被用者年金に係る積立金の運用結果の評価・検証に関すること。 3. 管理運用主体及び関係省庁との連絡調整に関すること。
積立金運用調査官		<ul style="list-style-type: none"> 1. 国内外の年金基金の運用状況に関すること。 2. 金融市場の動向の調査・分析に関すること。

[年金局 企業年金・個人年金課]

課長補佐等	係等の名称	所掌事務
課長補佐 (総括)	庶務係	1. 課の庶務に関すること。
	企業年金係	1. 確定給付企業年金の承認又は認可及び指導監督に関すること。 2. 企業年金連合会及び石炭鉱業年金基金の指導・監督及び助成に関すること。 3. 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金（以下「存続厚生年金基金」という。）及び平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会（以下「存続連合会」という。）の指導・監督に関すること。
	国民年金基金係	1. 国民年金基金の設立認可及び指導・監督に関すること。 2. 国民年金基金連合会及び独立行政法人農業者年金基金の指導・監督及び助成に関すること。
	指導調整係	1. 地方厚生局が行う確定給付企業年金、国民年金基金及び存続厚生年金基金の指導監督に関すること。
	確定拠出年金係	1. 確定拠出年金の認可の方針及び認可規約の管理に関すること。 2. 確定拠出年金の指導方針及び指導マニュアルの策定に関すること。 3. 国民年金基金連合会及び運営管理機関等の指導監督に関すること。 4. 確定拠出年金の指導結果の取りまとめに関すること。 5. 確定拠出年金の調査・研究及び統計に関すること。
	主査	1. 確定給付企業年金及び存続厚生年金基金の実施に係る承認又は認可に関する事務の処理に関すること。 2. 確定給付企業年金の認可規約の管理に関すること。
	主査	1. 平成二十五年改正法附則第十一条第一項に規定する自主解散型基金、平成二十五年改正法附則十九条第一項に規定する清算型基金及び特定基金（以下「自主解散型基金等」という。）の審査に関すること。 2. 自主解散型納付計画、清算型納付計画及び清算未了特定基金型納付計画（以下「自主解散型納付計画等」という。）の審査及び承認後の納付確認に関すること。
	基金運用係	1. 国民年金基金及び存続厚生年金基金の積立金の運用並びに確定給付企業年金の資金運用に関する企画、立案に関すること。 2. 国民年金基金（連合会を含む）、確定給付企業年金、企業年金連合会、存続厚生年金基金及び存続連合会の資金運用に係る指導監督に関すること。 3. その他国民年金基金（連合会を含む）、確定給付企業年金、企業年金連合会、存続厚生年金基金及び存続連合会の資金運用に関すること。
	確定拠出年金運用係	1. 確定拠出年金の資金運用に関する企画、立案に関すること。 2. 確定拠出年金の資金運用に係る指導監督に関すること。 3. その他確定拠出年金の資金運用に関すること。
課長補佐 (法令)	企画係	1. 国民年金基金、石炭鉱業年金基金、存続厚生年金基金及び独立行政法人農業者年金基金制度に関し、企画立案並びに関係機関との調整に関すること。 2. 確定給付企業年金及び確定拠出年金制度に関する企画、立案に関すること。
企業年金資産運用調整官		1. 資産運用に関する運用受託機関及び関係省庁等との調整に関すること。 2. 資産運用関係法令及びガイドラインに関すること。 3. 資産運用の研修に関すること。
企業年金資産運用専門官		1. 企業年金等の資金運用に係る指導方針に関すること。 2. 企業年金等の資金運用に係る調査研究に関すること。

基金指導調整官 (2)		1. 国民年金基金の設立等の認可、受託機関等の指導に関する事。 2. 存続厚生年金基金の分割・合併の認可、自主解散型基金等の解散の認可及び受託機関等の指導に関する事。 3. 自主解散型納付計画等の特例の認定又は承認に関する事。
運営健全化指導調整官		1. 清算型基金の指定に関する事。 2. 存続厚生年金基金の資産状況のモニタリングに関する事。 3. 自主解散型基金等にかかる業務処理マニュアルの検討、作成に関する事。
確定拠出年金指導調整官		1. 確定拠出年金（企業型年金（簡易企業型年金を除く。）に限る。）の認可等及び実施状況の分析に関する事。 2. 確定拠出年金運営管理機関（企業型年金（簡易企業型年金を除く。）に係るものに限る。）の指導・監督に関する事。
確定拠出年金指導専門官		1. 確定拠出年金の認可等及び実施状況の分析に関する事（確定拠出年金指導調整官の所掌に属するものを除く。）。 2. 確定拠出年金運営管理機関の指導・監督に関する事（確定拠出年金指導調整官の所掌に属するものを除く。）。
企業年金指導調整官		1. 確定給付企業年金に対する指導監督の方針に関する事。
企業年金監査調整官		1. 企業年金の監査実態の把握、分析に関する事。
財政運営指導調整官		1. 解散計画及び代行返上計画の審査及び実施状況の分析に関する事。 2. 解散等を予定する存続厚生年金基金に対する指導方針に関する事。
企業年金推進専門官		1. 存続厚生年金基金から厚生年金以外の企業年金等への移行のための支援策の企画及び立案並びに調査研究に関する事。 2. 社会保障審議会企業年金部会厚生年金基金の特例解散等に関する専門委員会の運営に関する事。
企業年金財政分析官 (専門スタッフ職)		1. 我が国及び諸外国における企業年金の制度設計、財政基準や企業会計基準及び関連情報について高度に専門的な知識経験に基づく情報の収集、分析等を行うことにより、企業年金制度全般に関する企画及び立案の支援を行うこと。

〔企業年金・個人年金普及推進室〕

課長補佐等	係等の名称	所掌事務
室長補佐	普及推進係	1. 確定給付企業年金並びに確定拠出年金及び国民年金基金に関する制度の普及に関する施策の企画及び立案並びに関係機関との調整に関する事。
企業年金・個人年金普及推進専門官		1. 確定給付企業年金並びに確定拠出年金及び国民年金基金に関する制度の普及に関する施策の運営管理機関及び関係省庁等との調整に関する事。 2. 確定給付企業年金並びに確定拠出年金及び国民年金基金に関する制度の普及に関する情報収集並びに調査及び分析に関する事。

[基金数理室]

課長補佐等	係等の名称	所掌事務
室長補佐 (数理)	数理企画係	1. 国民年金基金（同連合会を含む）石炭鉱業年金基金、確定給付企業年金、企業年金連合会、存続厚生年金基金及び存続連合会の数理に関すること。 。
	数理指導係	1. 確定給付企業年金の承認又は認可及び指導監督のうち年金数理に関すること。 2. 企業年金連合会の指導監督のうち年金数理に関すること。 3. 存続厚生年金基金及び存続連合会の指導・監督のうち年金数理に関すること。
数理解析官		1. 企業年金等の年金積立金の数理的評価についての調査解析に関すること 2. 年金積立金の数理的評価に基づく掛金の算定方法の調査・解析及び企業年金等の財政に与える影響についての解析に関すること。
数理専門官		1. 業務委託法人の指定、取消及び指導のうち年金数理に関すること。 2. 石炭鉱業年金基金の事業計画、予算及び決算のうち年金数理上の審査並びに財政再計算の審査に関すること。 3. 確定給付型の制度から確定拠出年金への移行に係る数理に関すること。 4. 存続厚生年金基金の認可並びに事業計画、予算及び決算のうち年金数理上の審査に関すること。 5. 存続厚生年金基金の財政再計算の審査に関すること。
数理専門官（併）		1. 確定給付企業年金の承認又は認可のうち年金数理上の審査に関すること。 。

[年金局 数理課]

課長補佐等	係等の名称	所掌事務
課長補佐 (総括)	庶務係	1. 課の庶務に関すること。
課長補佐 (数理)	数理第一係	1. 国民年金の数理に関すること。
課長補佐 (数理)	数理第二係	1. 厚生年金保険の数理に関すること。
	主査	1. 厚生年金保険（実施機関たる共済組合等に係るものに限る。）及び共済年金の数理に関すること。
数理専門官（2） (併1)		1. 年金制度の数理上の基礎資料等を得るために調査研究、解析に関すること。
数理解析専門官		1. 国民年金及び厚生年金保険の年金額の分布に関する調査研究、解析に関すること。
数理調整官（併）		1. 国民年金及び厚生年金保険の数理において相互に関連する部分に係る事項のための調査整理及び連絡に関すること。
国際年金財政 分析官 (専門スタッフ職)		1. 諸外国の公的年金の財政の分野において高度に専門的な知識経験に基づく情報の収集、分析等を行うことにより、国民年金及び厚生年金保険に関する政策検討の支援を行うこと。

[数理調整管理室]

課長補佐等	係等の名称	所掌事務
室長補佐 (数理)	管理係（併）	1. 室の庶務に関すること。
室長補佐（併）	数理調整管理第一係	1. 実施機関の拠出金及び政府負担に関する財政及び資料の収集、整備に関すること。
	数理調整管理第二係	1. 実施機関の拠出金及び政府負担に関する財政及び資料の提供に関すること。
調査解析官		1. 被用者年金制度に関する数理において実施機関相互に関連する部分に係る事項の調査研究及び解析に関すること。

[年金局 事業企画課]

課長補佐等	係等の名称	所掌事務
課長補佐 (総括)	庶務係	<p>1. 課の庶務に関すること。</p> <p>2. 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の独立行政法人地域医療機能推進機構への移行に伴い発生する残務の処理並びに独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構が譲渡した年金福祉施設に関する照会対応等に関すること。</p>
	情報公開・社会保険労務士係	<p>1. 政府管掌年金事業（当分の間、特定障害者に対する特別給付金の支給に関する法律（以下「特別障害給付金法」という。）に基づく事業を含む。以下同じ。）並びに全国健康保険協会が管掌する健康保険及び船員保険の事業のうち健康保険法第五条第二項若しくは第百二十三条第二項又は船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行う業務（以下「政府管掌年金事業等」という。）の実施に係る情報公開の請求及び開示に関すること。</p> <p>2. 政府管掌年金事業等の実施に係る局が保有する個人情報に係る開示、訂正、利用停止等の請求及び実施に関すること。</p> <p>3. 政府管掌年金事業等の実施に係る情報公開及び個人情報開示に係る日本年金機構との連絡調整に関すること。</p> <p>4. 社会保険労務士制度に係る企画及び立案に関すること。</p> <p>5. 社会保険労務士法令の調整及び取りまとめ並びに制定に関すること。</p> <p>6. 社会保険労務士法令に基づく告示の制定及び改廃に関すること。</p> <p>7. 社会保険労務士試験に関すること。</p> <p>8. 社会保険労務士業を行う社会保険労務士の指導及び監督に関すること。</p> <p>9. 社会保険労務士の懲戒に関すること。</p> <p>10. 全国社会保険労務士連合会の指揮監督に関すること。</p> <p>11. 4から10までに掲げるもののほか、社会保険労務士に関すること。</p> <p>12. 年金委員に関すること。</p>
	主査	
課長補佐 (企画)	企画係	<p>1. 政府管掌年金事業等に共通する事業運営に関する総合的な企画及び立案並びに調整に関する事（国際年金課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>2. 政府管掌年金と共済組合との間の事務処理に係る企画及び立案並びに調整に関する事。</p> <p>3. 政府管掌年金、全国健康保険協会が管掌する健康保険及び船員保険並びに労働者災害補償保険及び雇用保険に係る徴収事務の一元化の企画及び立案並びに調整に関する事。</p> <p>4. 行政情報化の推進に関する事。</p>
	主査（1）	
課長補佐 (運営管理) 課長補佐 (事業推進)	運営管理係	<p>1. 日本年金機構の組織及び運営一般に関する事（監査室及び会計室の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>2. 日本年金機構が行う業務に関する日本年金機構との総合的な連絡調整に関する事。</p> <p>3. 社会保障審議会年金事業管理部会の運営に関する事。</p>
	記録整備係	<p>1. 政府管掌年金の被保険者等に関する記録の管理に関する企画及び立案に関する事。</p> <p>2. 政府管掌年金の被保険者等に関する記録の管理に関する日本年金機構との連絡調整に関する事。</p> <p>3. 政府管掌年金の被保険者等に関する記録の管理に関する関係省庁との連絡調整に関する事。</p>
	主査（2）	
課長補佐（国民の声）	国民の声対応係	<p>1. 政府管掌年金事業等の実施に関する国民からの苦情、意見及び要望に関する事。</p> <p>2. 前号に掲げるものに関する日本年金機構との連絡調整に関する事。</p>
企画調整官		<p>1. 政府管掌年金事業等に共通する事業運営に関する総合的な企画及び立案並びに調整に関する事。</p> <p>2. 企画専門官の行う事務の整理に関する事。</p>
企画専門官（2）		<p>1. 政府管掌年金事業等に共通する事業運営に関する総合的な企画及び立案並びに調整に関する専門的事務の処理に関する事。</p> <p>2. 政府管掌年金と共済組合との間の事務処理に係る企画及び立案並びに調整に関する専門的事務の処理に関する事。</p> <p>3. 政府管掌年金、全国健康保険協会が管掌する健康保険及び船員保険並び</p>

		<p>に労働者災害補償保険及び雇用保険に係る徴収事務の一元化の企画及び立案並びに調整に関する専門的事務の処理に関すること。</p> <p>4. 行政情報化の推進に関する専門的事務の処理に関すること。</p>
運営管理専門官（2）		<ol style="list-style-type: none"> 1. 日本年金機構の中期目標の策定及び変更に関すること。 2. 日本年金機構の理事長及び監事の任免に関すること。 3. 日本年金機構の副理事長及び理事の任免に係る認可に関すること。 4. 日本年金機構の役職員に対する報酬等の支給の基準に関すること。 5. 日本年金機構の制裁規程の作成及び変更に係る認可に関すること。 6. 日本年金機構が行う業務に関する日本年金機構との総合的な連絡調整に関する専門的事務の処理に関すること。
評価専門官		<ol style="list-style-type: none"> 1. 日本年金機構の中期計画及び年度計画の作成及び変更に係る認可に関すること。 2. 日本年金機構の業務の委託に関する基準の策定及び変更に関すること。 3. 日本年金機構の業務方法書の作成及び変更に係る認可に関すること。 4. 日本年金機構の業務評価に関すること。
サービス改善専門官（2）（併2）		<ol style="list-style-type: none"> 1. 政府管掌年金事業等の実施に関する国民からの苦情、意見及び要望に関する専門的事務の処理に関すること。 2. 前号に掲げるものに関する日本年金機構との連絡調整に関すること。

[システム室]

課長補佐等	係等の名称	所掌事務
室長補佐（総括・計画）	計画係	1. 情報システムの開発、管理、運用及び保守（以下「開発等」という。）に関する計画に関すること。 2. システム開発委員会の運営に関すること。 3. その他室の庶務に関すること。
	主査（1）	1. 計画係の所掌事務に関する日本年金機構との連絡調整に関すること。
室長補佐（システム企画）	システム企画係	1. 情報システムに係るシステム開発等の予算に関すること。 2. 情報システムに係る業務・システム企画に関すること。 3. 情報システムに係るシステム開発等の調達に関すること。 4. 情報システムに係る管理、運用及び保守に関すること。 5. 前各号に掲げるものに関する日本年金機構との連絡調整に関すること。
	主査（5）	1. システム企画係の所掌事務に関する日本年金機構との連絡調整に関すること。
	情報企画係	1. 新たな年金業務システムの構築に関する企画及び立案に関すること。 2. 新たな年金業務システムの構築に関する調達に関すること。 3. 年金給付システムの最適化に関すること。
	主査（4）	4. 前各号に掲げるものに関する日本年金機構及び関係機関との連絡調整に関すること。
室長補佐（セキュリティ対策）	セキュリティ対策係	1. 情報システムに係るセキュリティ対策の企画及び立案に関すること。 2. 情報システムに係るセキュリティ対策の実施状況の調査及び指導に関すること。 3. 前各号に掲げるものに関する日本年金機構及び関係機関との連絡調整に関すること。
	主査（1）	
情報企画専門官（3）		1. 情報システムに係るシステム開発等に関する専門的事務の処理に関すること。 2. 前号に掲げるものに関する日本年金機構との連絡調整に関すること。
情報セキュリティ専門官		1. 情報システムに係るセキュリティ対策に関する専門的事務の処理に関すること。 2. 前号に掲げるものに関する日本年金機構及び関係機関との連絡調整に関すること。

[調査室]

課長補佐等	係等の名称	所掌事務
室長補佐	統計調査係	<p>1. 政府管掌年金並びに全国健康保険協会が管掌する健康保険及び船員保険（健康保険法第五条第二項若しくは第百二十三条第二項又は船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行う業務に関する部分に限る。）（以下「政府管掌年金等」という。）の事業の実施に必要な統計資料の収集、整理、編纂、及び保管に関すること。</p> <p>2. 政府管掌年金等の事業の実施に必要な統計の作成及び分析に関すること。</p> <p>3. 政府管掌年金等の事業の実施に必要な統計数理的調査に関すること。</p> <p>4. 政府管掌年金等の事業の実施に必要な統計に関する日本年金機構及び関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>5. その他室の庶務に関すること。</p>
	主査	1. 国民年金事業の実施に必要な統計数理的調査に関すること。
	主査	<p>1. 厚生年金保険事業の実施に必要な統計数理的調査に関すること。</p> <p>2. 各種共済組合、その他関係制度に関する統計資料の収集、整理、編纂及び保管に関すること。</p>
調査専門官		1. 政府管掌年金等の事業の実施に必要な統計数理的調査に関する関係省庁との調整に関すること。
調査分析専門官		1. 政府管掌年金等の保険料収納状況に係る統計数理的調査及びその分析に関すること。

[監査室]

課長補佐等	係等の名称	所掌事務
室長補佐（併）	監査係	<p>1. 政府管掌年金事業等の実施に関する局の所掌事務についての監査計画の立案及び実施に関すること（システム監査係の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>2. 監査及び監査結果の分析及び評価に関すること（システム監査係の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>3. 日本年金機構に対する報告徴収に関すること（システム監査係の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>4. 日本年金機構の業務運営の改善に関する命令に関すること（システム監査係の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>5. 日本年金機構の業務又は会計における法令違反等の是正に関すること（システム監査係の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>6. 日本年金機構の会計監査人の選任に関すること。</p> <p>7. 政府管掌年金事業等の実施に関する地方厚生局の所掌事務の運営の改善等の指導に関すること。</p> <p>8. その他室の庶務に関すること。</p>
室長補佐 (システム監査)	システム監査係	<p>1. 政府管掌年金事業等の実施に関する事務の処理に関する電子計算組織（以下「情報システム」という。）の運用についてのシステム監査及びサイバーセキュリティ監査に係る監査計画の立案及び実施に関すること。</p> <p>2. 情報システムの運用についてのシステム監査及びサイバーセキュリティ監査並びに監査結果の分析及び評価に関すること。</p> <p>3. 情報システムの運用についての日本年金機構に対する報告徴収、業務改善命令及び法令違反等の是正に関すること。</p>
	主査（併）	1. 情報システムの運用についてのシステム監査及びサイバーセキュリティ監査を行うこと。
室長補佐 (サーベイランス) (併)	調査係	<p>1. 日本年金機構が情報システムを用いて行う事務処理のうち、政府管掌年金事業の給付に関するものの適正性等の調査監視に関すること。</p> <p>2. 日本年金機構が情報システムを用いて行う事務処理のうち、政府管掌年金の被保険者等に関する記録の管理に関する事務処理の適正性等の調査監視に関すること。</p>

〔会計室〕

課長補佐等	係等の名称	所掌事務
室長補佐 (総括) 室長補佐 (予算)	予算係	1. 年金特別会計の予算要求に関すること。 2. 年金特別会計業務勘定の予算編成及び執行の計画並びに前渡資金の額の算定に関すること。 3. 日本年金機構運営費交付金に係る予算編成に関すること。 4. 日本年金機構の会計規程に関すること。 5. 年金特別会計の予算の繰越しに関すること。 6. その他室の庶務に関すること。
	主査(1)	1. 日本年金機構運営費交付金に係る予算編成その他の年金特別会計の予算要求に関する日本年金機構との連絡調整に関すること。
室長補佐 (決算) (併)	決算係	1. 年金特別会計の決算に関すること。 2. 年金特別会計の債権の管理及び歳入の徴収に関すること。(事業管理課の所掌に属するものを除く。) 3. 日本年金機構の財務諸表の承認に関すること。 4. 日本年金機構の財務及び会計に関する省令の制定改廃に関すること。
	主査(1)	1. 日本年金機構の財務諸表の承認その他の年金特別会計の決算に関する日本年金機構との連絡調整に関すること。
室長補佐 (出納)	出納係	1. 年金特別会計の支出に関すること。 2. 年金特別会計の支出負担行為の確認に関すること。 3. 年金特別会計の支払元受高に関すること。 4. 前渡資金の支払に関すること。
室長補佐 (調達審査・管財)	調達審査係	1. 年金特別会計に係る調達の審査に関する事務(契約係の所掌に属するものを除く。)。 2. 年金特別会計の調達計画に関する事務。 3. 年金特別会計の調達の実施に関する企画並びに地方厚生局及び日本年金機構における調達に関する事務の調整に関する事務(契約係の所掌に属するものを除く。)。
	管財係	1. 年金特別会計の国有財産及び物品の管理に関する事務。 2. 年金特別会計の国有財産及び物品の管理に関する企画並びに地方厚生局及び日本年金機構における国有財産及び物品の管理に関する事務の調整に関する事務。 3. 日本年金機構における財産処分等の認可に関する事務。 4. 営繕に関する事務。
室長補佐 (契約) (併)	契約係	1. 支出負担行為に関する事務。 2. 年金特別会計の契約の実施に関する事務。
予算専門官		1. 年金特別会計の予算に関する専門的事務の処理に関する事務。
契約調査官		1. 年金特別会計の契約に係る予定価格の作成、業者選定等の事務のうち、専門的事項に関する調査及び研究に関する事務。 2. 年金特別会計の契約に関する専門的事務の処理に関する事務。
管財専門官 (併)		1. 年金特別会計の国有財産の営繕に係る専門技術面の企画及び調査並びに研究に関する事務。 2. 日本年金機構における財産処分等の認可に関する専門的事務の処理に関する事務。
会計事務専門官 (併)		1. 年金特別会計に係る会計関係法令の運用に関する調査、研究等の専門的事務の処理に関する事務。 2. 会計検査院が行う年金特別会計に係る会計検査に関する連絡調整に関する事務。

[年金局 事業管理課]

課長補佐等	係等の名称	所掌事務
課長補佐（総括）	庶務係	1. 課の庶務に関すること。
課長補佐 (企画・法令)	企画係	1. 政府管掌年金事業等の実施に関する企画及び立案に関すること（国際年金課及び事業企画課及び法令係の所掌に属するものを除く。）。 2. 申請・届出のオンライン利用促進に関すること。
	法令係	1. 政府管掌年金事業等の実施に関する法令に関すること（国際年金課及び事業企画課の所掌に属するものを除く。）。
課長補佐 (厚年管理)	厚生年金保険管理係	1. 厚生年金保険事業並びに全国健康保険協会が管掌する健康保険及び船員保険の事業のうち健康保険法第五条第二項若しくは第百二十三条第二項又は船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行う業務（以下「厚生年金保険事業等」という。）の実施に関すること（他の係の所掌に属するものを除く。）。 2. 厚生年金保険事業等の実施及び子ども・子育て支援法の規定による拠出金の徴収（以下「厚生年金保険事業等の実施等」という。）に関する法令の運用解釈及び日本年金機構が行う業務の実施基準の策定改廃に関すること（他の係の所掌に属するものを除く。）。 3. 日本年金機構及び地方厚生局における厚生年金保険事業等の実施等に関する事務の指導に関すること（他の係の所掌に属するものを除く。）。 4. 厚生年金保険事業等の実施等に関する財務大臣に対する滞納処分等（国税滞納処分の例による処分並びに国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第百四十一条の規定による質問及び検査並びに同法第百四十二条の規定による搜索をいう。以下同じ。）の権限の委任に関すること。 5. 厚生年金保険事業等の実施等に関する日本年金機構が行う滞納処分等に係る認可に関すること。 6. 厚生年金保険事業等の実施等に関する日本年金機構の理事長が任命する徴収職員及び保険料等の収納を行う職員の認可に関すること。 7. 厚生年金保険事業等の実施等に関する日本年金機構が滞納処分等をした場合におけるその結果の報告に関すること。 8. 厚生年金保険事業等の実施に関する日本年金機構が行う立入検査等に係る認可に関すること。 9. 厚生年金保険事業等の実施に関する日本年金機構が行う保険料等の収納に係る事務の実施状況及びその結果の報告に関すること。
	主査（厚年管理）	1. 厚生年金保険事業等の実施等に関する日本年金機構及び関係機関との連絡調整に関すること。
課長補佐 (国年管理)	国民年金管理係	1. 国民年金事業及び特別障害給付金法に基づく事業の実施に関すること（他の係の所掌に属するものを除く。）。 2. 国民年金事業及び特別障害給付金法に基づく事業の実施に関する法令の運用解釈並びに日本年金機構が行う業務の実施基準の策定改廃に関すること（他の係の所掌に属するものを除く。）。 3. 日本年金機構及び地方厚生局における国民年金事業及び特別障害給付金法に基づく事業の実施に関する事務の指導に関すること（他の係の所掌に属するものを除く。）。 4. 国民年金事業及び特別障害給付金法に基づく事業の実施に関する日本年金機構が行う立入検査等に係る認可に関すること。（他の係の所掌に属するものを除く。）
課長補佐 (収納対策・交付金)		1. 国民年金事業及び特別障害給付金法に基づく事業の実施に関すること（国民年金管理係の所掌に属するものを除く。）。 2. 国民年金事業及び特別障害給付金法に基づく事業の実施に関する法令の運用解釈並びに日本年金機構が行う業務の実施基準の策定改廃に関すること（国民年金管理係の所掌に属するものを除く。）。 3. 日本年金機構及び地方厚生局における国民年金事業及び特別障害給付金法に基づく事業の実施に関する事務の指導に関すること（国民年金管理係の所掌に属するものを除く。）。 4. 国民年金事業及び特別障害給付金法に基づく事業の実施に関する財務大臣に対する滞納処分等の権限の委任に関すること。 5. 国民年金事業及び特別障害給付金法に基づく事業の実施に関する日本年金機構が行う滞納処分等に係る認可に関すること。

		<p>6. 国民年金事業及び特別障害給付金法に基づく事業の実施に関する日本年金機構の理事長が任命する徴収職員及び保険料等の収納を行う職員の認可に関すること。</p> <p>7. 国民年金事業及び特別障害給付金法に基づく事業の実施に関する日本年金機構が滞納処分等をした場合におけるその結果の報告に関すること。</p> <p>8. 国民年金事業及び特別障害給付金法に基づく事業の実施に関する日本年金機構が行う立入検査等に係る認可に関すること。（国民年金管理係の所掌に属するものを除く。）</p> <p>9. 国民年金事業及び特別障害給付金法に基づく事業の実施に関する日本年金機構が行う保険料等の収納に係る事務の実施状況及びその結果の報告に関すること。</p>
	交付金係	<p>1. 国民年金等事務取扱交付金に関すること。</p> <p>2. 国民年金等事務取扱交付金に係る市町村等の予算編成及び執行並びに決算審査についての指導に関すること。</p> <p>3. 市町村における国民年金事業及び特別障害給付金法に基づく事業の実施に関する事務の助言、勧告等に関すること。</p> <p>4. 国民年金等事務取扱交付金に係る地方厚生（支）局との連絡調整に関すること。</p>
課長補佐 (歳入金管理)	歳入金管理係	<p>1. 厚生年金保険事業等の保険料又は給付に関する債権の管理及び歳入の徴収に関すること。</p> <p>2. 子ども・子育て支援法の規定による拠出金の徴収に関すること。</p> <p>3. 国民年金事業等の保険料又は給付及び特別障害給付金法に基づく事業の給付に関する債権の管理及び歳入の徴収に関すること。</p> <p>4. 前号に掲げるものに関する日本年金機構及び関係機関との連絡調整に関すること。</p>
課長補佐 (管理)	管理係	<p>1. 政府管掌年金の被保険者等に関する記録の訂正手続（以下「年金記録訂正手続」という。）の事務の実施に関すること（他の係の所掌に属するものを除く。）。</p>
	主査（2）	<p>2. 年金記録訂正手続に関する地方厚生（支）局及び日本年金機構との総合的な連絡調整に関すること。</p> <p>3. 社会保障審議会年金記録訂正分科会の運営に関すること。</p>
課長補佐 (企画調整)	企画調整係	<p>1. 年金記録訂正手続の事務の実施に関する企画及び調整に関すること。</p> <p>2. 年金記録訂正手続の事務の実施に必要な統計の作成及び分析に関すること。</p> <p>3. 前各号に掲げるものに関する地方厚生（支）局及び日本年金機構並びに関係機関との連絡調整に関すること。</p>
課長補佐 (審査総括)	審査係	<p>1. 年金記録訂正手続の実施等に関する告示の制定及び改廃並びに厚生労働大臣が定める認定基準・要領等の改訂等に関すること。</p>
	主査（3）	<p>2. 年金記録審査官及び年金記録審査専門官が行う年金記録訂正手続の実施等に係る審査請求事案等に関する事務の処理に関すること。</p> <p>3. 前各号に掲げるものに関する地方厚生（支）局及び日本年金機構並びに関係機関との連絡調整に関すること。</p>
年金事業運営専門官		<p>1. 政府管掌年金事業等の実施の企画に関する専門的な事務の処理に関すること（他の係の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>2. 前号に掲げるものに関する日本年金機構との連絡調整に関すること。</p>
厚生年金保険適用徴収専門官（2）		<p>1. 厚生年金保険並びに全国健康保険協会が管掌する健康保険及び船員保険（健康保険法第五条第二項若しくは第百二十三条第二項又は船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行う業務に関する部分に限る。）の適用対策及び保険料徴収対策を効果的に推進するための調査、分析及び専門的事務の処理に関すること。</p> <p>2. 前号に掲げるものに関する日本年金機構との連絡調整に関すること。</p>
国民年金適用収納専門官（3）（併1）		<p>1. 国民年金の適用対策及び国民年金保険料の収納対策を効果的に推進するための調査、分析及び専門的事務の処理に関すること。</p> <p>2. 前号に掲げるものに関する日本年金機構との連絡調整に関すること。</p>
年金業務推進専門官		<p>1. 国民年金保険料の納付率の向上を図るために制度周知等を効果的に推進するための調査、分析及び専門的事務の処理に関すること。</p> <p>2. 前号に掲げるものに関する日本年金機構及び関係機関との連絡調整に関すること。</p>

		すること。
行政対象暴力等専門官		<p>1. 年金記録訂正手続に係る特定の事項に関する地方厚生（支）局への指導及び支援に関すること。</p> <p>2. 前号に掲げるものに関する地方厚生（支）局及び日本年金機構並びに関係機関との連絡調整及び連携に関すること。</p>
年金記録審査官（6）		<p>1. 年金記録訂正手続の実施等に係る審査請求事案等に関する専門的な事務の処理に関すること。</p> <p>2. 前号に掲げるものに関する地方厚生（支）局及び日本年金機構並びに関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>3. 年金記録審査専門官の行う事務の整理に関すること。</p>
年金記録審査専門官（10）		<p>1. 年金記録訂正手続の実施等に係る審査請求事案等に関する専門的な事務の処理に関すること。</p> <p>2. 前号に掲げるものに関する地方厚生（支）局及び日本年金機構並びに関係機関との連絡調整に関すること。</p>

[給付事業室]

課長補佐等	係等の名称	所掌事務
室長補佐 (年金給付)	年金給付係	<ul style="list-style-type: none"> 1. 政府管掌年金事業の実施のうち給付に関する事務に関すること（障害給付係の所掌に属するものを除く。）。 2. 政府管掌年金事業の実施のうち給付に関する法令の解釈運用及び日本年金機構が行う業務の実施基準の策定改廃に関すること（障害給付係の所掌に属するものを除く。）。 3. 日本年金機構における政府管掌年金事業の実施のうち給付に関する事務の指導に関すること（障害給付係の所掌に属するものを除く。）。
室長補佐 (年金審査)	年金審査係	<ul style="list-style-type: none"> 1. 年金審査専門官が行う厚生年金保険事業等の実施等に係る審査事件等に関する事務の処理に関すること。 2. 前号に掲げるものに関する日本年金機構との連絡調整に関すること。
室長補佐 (年金審査)	主査（4） (年金審査)	<ul style="list-style-type: none"> 1. 年金審査専門官が行う国民年金事業及び特別障害給付金法に基づく事業の実施に係る審査事件等に関する事務の処理に関すること。 2. 前号に掲げるものに関する日本年金機構との連絡調整に関すること。
室長補佐 (障害給付)	障害給付係	<ul style="list-style-type: none"> 1. 政府管掌年金事業の実施のうち障害給付に関する事務に関すること。 2. 政府管掌年金事業の実施のうち障害給付に関する法令の解釈運用及び日本年金機構が行う業務の実施基準の策定改廃に関すること。 3. 日本年金機構における政府管掌年金事業の実施のうち障害給付に関する事務の指導に関すること。
年金訟務官		<ul style="list-style-type: none"> 1. 政府管掌年金事業等の実施等に係る訴訟事件のうち高度な専門的知識の必要なものに関する事務の処理に関すること。 2. 前号に掲げるものに関する法務局等との連絡調整に関すること。
統括年金審査専門官		<ul style="list-style-type: none"> 1. 年金審査専門官が行う事務の総括に関すること。
年金給付専門官 (2)		<ul style="list-style-type: none"> 1. 政府管掌年金事業の実施のうち給付に関する専門的な事務の処理に関すること（障害給付係の所掌に属するものを除く。）。 2. 前号に掲げるものに関する日本年金機構との連絡調整に関すること。
年金審査専門官 (6)		<ul style="list-style-type: none"> 1. 政府管掌年金事業等の実施等に係る審査事件及び訴訟事件に関する専門的な事務の処理に関すること（医療専門官の所掌に属するものを除く。）。 2. 前号に掲げるものに関する日本年金機構との連絡調整に関すること。
医療専門官（1）		<ul style="list-style-type: none"> 1. 障害認定事務の企画に関する事務のうち医療に関すること。 2. 社会保険審査会における政府管掌年金の障害給付及び特別障害給付金（特別障害給付金法に基づく特別障害給付金をいう。）の支給に係る審査事に関する事務のうち医療に関すること。 3. 政府管掌年金事業の実施に必要な医療に関すること。 4. 前各号に掲げるものに関する日本年金機構との連絡調整に関すること。
障害給付専門官 (4) (併1)		<ul style="list-style-type: none"> 1. 政府管掌年金事業の実施のうち障害給付に関する専門的事務に関すること（医療専門官の所掌に属するものを除く。）。 2. 前号に掲げるものに関する日本年金機構との連絡調整に関すること。

3. 再任用短時間勤務職員の職名、定数等

課等の名称	職名	定数	所掌事務
事業企画課	監査官	3	1. 政府管掌年金事業等の実施に関する日本年金機構への監査及び地方厚生局への指導に関すること。
	システム監査官	1	1. 政府管掌年金事業等の実施に関する事務の処理に関する電子計算組織の運用についてのシステム監査及びサイバーセキュリティ監査を行うこと。
計		4	